

細則

地盤工学ジャーナルデータファイル掲載細則

本細則は、「地盤工学ジャーナル」編集委員会規程第 11 条にある地盤工学ジャーナル掲載原稿に付随するデータファイルの掲載・公開の取扱いを決めるものである。

1. 公開できるデータの種類

地盤工学ジャーナルに掲載される論文・ノート等を対象に、その論文内で使用したデータを J-STAGE Data を使用して公開することができる。公開できるデータには、以下のようなものがある。

- ・ 調査・観測・実験・分析・施工で得られた数値等を表などの一般的な形式でまとめて論文作成時に参照したデータ
- ・ 原稿作成時に参照した、あるいは原稿に掲載した写真、グラフ、静止画像、動画など
- ・ 原稿作成で使用したソフトウェア・プログラムのコードや実験・解析・調査手順の説明資料など

なお、論文・ノート等に関連する掲載データは、著者自身で選択することができる。また、そのデータの著作権は著者に帰属する。地盤工学会は、データを使用したことに起因する直接的又は間接的な損害に関して一切責任を負いません。

2. 公開されるデータに関する情報

公開されるデータファイルは、メタデータ(6.を参照)および固有の DOI とともに J-STAGE Data に掲載され、J-STAGE Data にアクセスできるすべての読者がダウンロードして入手できる。メタデータには、データファイルの著作者、表題、データ掲載年月日とともに、地盤工学ジャーナルで出版される論文のタイトル、DOI、キーワード等が記載される。

3. 公開されるデータに必要なとされる要件

データの内容が以下の要件のいずれかを満たすと編集委員会が判断するものについて、J-STAGE Data のサーバーに掲載することができる。

- ・ 地盤工学会会員を含むインターネットからのアクセスに対し、データを公開することに一定の価値・意義が認められること
- ・ 調査・実験・解析等の一次データや事実の記載等、著者等の判断や議論の含まれない客観的なデータであること
- ・ 掲載予定の論文・ノート等に関する重要な補助的情報であること
- ・ 他で入手・閲覧できないオリジナリティがあるデータであること

4. データファイルの属性（容量・形式など）

データファイルとする電子ファイルは、論文・ノート等1つにつき原則10ファイルまでとし、1ファイルの大きさは5GBまでとする。また、著者が提出するファイル形式は、図の場合はPDF（3D PDFを含む）、TIFF、JPEG等、表の場合は原則CSV（場合によっては、XLS、XLSX等も可）、動画の場合はMOV、MP4等、地理空間情報の場合はKML、KMZ等とする。このほかテキストファイルも受け付ける。ファイル名は半角のアルファベットや数値等のみ使用可。全角文字や半角カタカナは不可。

5. データの内容に関する注意事項

- ・ 個人情報（個人が識別される情報や個人の財産の情報）、国家安全保障や国際関係などに係る機微情報はデータから削除する。
- ・ 企業や自治体が識別される情報についても、必要に応じ、上記に準じて扱う。
- ・ 原則、著者のオリジナルのデータを掲載するものとする。ただし、編集委員会が許可する場合に限り、著者以外の著作物からデータを二次利用することも可能とするが、その場合には、著者みずからが著作権者から文書にて利用許諾を得て、その写しを編集委員会に提出すること。

6. メタデータファイルの準備とCCライセンス

メタデータとはデータの「取扱説明書」を意味するものである。メタデータファイル（エクセルファイル）は、https://x.gd/jstagedata_meta からダウンロードしてください。また、必須項目については専用のエクセルファイルに準じて作成する。

エクセルファイルの中で掲載するデータに設定するライセンス（第三者によるデータの利用条件）を設定する。地盤工学会としては、現時点でクリエイティブ・コモンズ（CC）4.0*のCC BY-NC-ND（公開された論文データを使用する場合は非営利目的に限定し、改変は認めず、成果を発表するときはクレジットを明記する）を推奨している。メタデータの入力エクセルファイルではデフォルトでCC BY-NC-NDが選択されているので、所属機関のデータポリシー等で他の条件が推奨されている場合は、それに該当するライセンスに変更する。

※ CCライセンスの詳細については、<https://creativecommons.jp/licenses/> を参照。

7. データファイルとメタデータファイルの提出

データファイルとメタデータファイルを原稿投稿時に原稿と一緒にEditorial Managerにアップロードする。

8. その他

不明な点等がある場合は、事務局までお問い合わせください。

附則

- ・本要領の変更は、公益出版部会の承認を得る。
- ・本細則は2024年1月26日から施行する。